

# いきいき とうしん

平成31年1月号

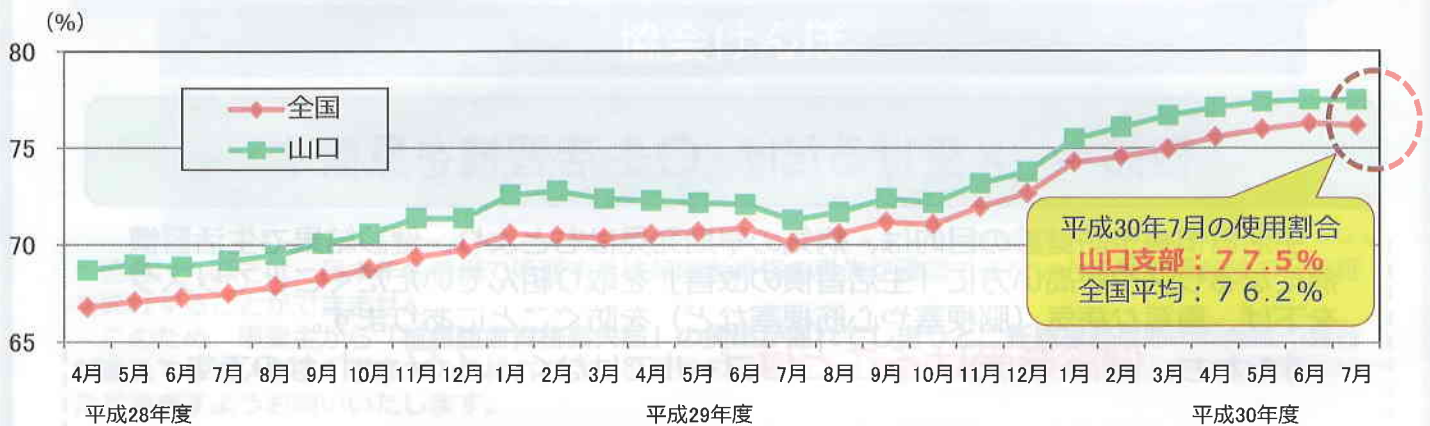
## ジェネリック医薬品を使ってみませんか？



### ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売される、**先発医薬品と同等の有効成分・効能がある**と厚生労働省が認めた**安価なお薬**です。

多くの方が、ジェネリック医薬品を選ばれています。



なぜ、ジェネリック医薬品が選ばれるのでしょうか。

### ■ 経 済 的

お薬の価格は半額程度、中にはそれ以上お安くなっている場合もあり、**家計をサポート**してくれます。

### ■ 安 全 ・ 安 心

ジェネリック医薬品は、「先発医薬品と同等の有効成分があるか」「保存性に問題はなにか」など、国の厳しい審査に合格したもののだけが承認されます。そのため、**有効性や安全性、品質も新薬と同等**です。

### ■ 変 更 が 簡 単

薬局で処方せんを渡すときに、「**ジェネリック医薬品を使いたい**」とお伝えください。(一部変更ができないものもあります。)

希望を伝えやすくするために、保険証に貼れる「ジェネリック医薬品希望シール」をご用意しておりますので、ご希望の方は協会けんぽまでご連絡をお願いします。



**ジェネリック医薬品希望シール**

ジェネリック医薬品を、ジェネリック医薬品を希望します。 希望します。

薬剤 薬剤師の指示へ

**ジェネリック医薬品を希望します。**

ジェネリック医薬品に関するご質問はお願いします。

全国健康保険協会 協会けんぽ

ジェネリック(後発)医薬品は、効果や安全性が先発医薬品と同等であると認められた安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります。

《留意事項》

- ジェネリック医薬品は薬剤師による処方せんが必要です。
- すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 使用できる病種(剤形)が異なる場合や、お薬がない場合などお取り替えることが出来ない場合があります。

※このシールを申請用紙やお薬手帳などの申請書に貼っていただく。[詳細説明] ジェネリック医薬品を希望される方は、医師又は薬剤師にご確認ください。

ジェネリック医薬品希望シール

# 31年度の健診案内について

● 平成31年度の生活習慣病予防健診案内（角2の緑色封筒）の発送予定日

**平成31年3月15日**

※申込書（紙）の受付は平成31年3月1日から開始いたします。

※各健診機関の予約の開始時期は健診機関へ直接お問い合わせください。

※被扶養者（ご家族）様の健診案内（特定健診受診券）は被保険者（ご本人）様の自宅住所へ平成31年4月8日に発送を予定しています。

● インターネットを利用した健診申込の年度別期限・開始時期

**30年度の健診申込み** 対象者ダウンロード : 平成31年2月15日まで 予定  
申込みアップロード : 平成31年3月29日まで 予定

**31年度の健診申込み** 対象者ダウンロード : 平成31年2月18日から 予定  
申込みアップロード : 平成31年2月18日から 予定

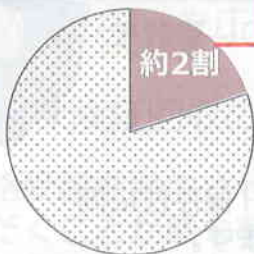
## 健診⇒ ×受けるだけ ○生活習慣を見直す

生活習慣病予防健診の目的は、病気の早期発見はもとより、健診結果で生活習慣病になるリスクが高い方に「生活習慣の改善」を取り組んでいただくことでリスクを下げ、重篤な病気（脳梗塞や心筋梗塞など）を防ぐことにあります。

すなわち、**健診を受けることはゴールではなく、スタート**なのです。

健診結果

生活習慣の改善で、治療までいなくて済む人



保健師、管理栄養士による「特定保健指導」で生活習慣を改善

**健診当日** 生活習慣病予防健診実施機関で健診と**同時に**保健指導

※健診機関の全てでは実施していません。

実施機関は山口支部ホームページをご確認ください。

**健診後日** 事業所様へご案内・日程のお打合せ  
⇒保健師・管理栄養士が事業所へ訪問

健康維持、  
生活習慣病の予防

企業の生産性向上など  
健康経営の実践



# 任意継続保険加入に係る 保険証発行までの流れ

退職（資格喪失）後、任意継続保険に加入される場合は申込の手続きが必要です。今月号では、任意継続保険の手続きから保険証発行までの流れを紹介します。

## 被保険者（退職者）

『任意継続資格取得申出書』を  
被保険者の住所地を管轄する  
協会けんぽ支部へ提出  
(退職日の翌日から20日以内に届くように)

## 事業主

『被保険者資格喪失届』を  
日本年金機構へ提出

## 日本年金機構

被保険者資格の喪失処理  
(通常2週間程度時間がかかります)

## 協会けんぽ

- ①任意継続資格取得申出書と被保険者資格の喪失処理を確認
- ②保険証と納付書を被保険者の自宅へ発送 (①の確認後すぐ)

協会けんぽでは、日本年金機構で処理する被保険者資格の喪失が確認できないと任意継続保険の保険証を発行することができません。  
このため、事業主から「被保険者資格喪失届」の提出が遅れてしまうと、任意継続保険の保険証の発行が遅れてしまいます。事業主の皆様方には、従業員の退職後、「被保険者資格喪失届」を速やかに提出いただきますようお願いいたします。

## 限度額適用認定証をご利用ください！

70歳未満の方は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。※1

※1 保険医療機関（入院・外来別）・保険薬局等それぞれでの取扱いです。そのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがあります。詳しくは協会けんぽへご相談ください。

70歳以上の方は、「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示するのみとなっておりましたが、法改正により平成30年8月診療分から「現役並み所得ⅠまたはⅡ」に該当する方は、**限度額適用認定証の提示が必要となりました。**まだお持ちでない方は、申請をお願いいたします。※2

※2 非課税の方につきましては、これまでと同様に限度額適用認定証の提示が必要ですので、お持ちでない方は申請をお願いいたします。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。



# 事業主の皆様へ 健康保険証の回収にご協力ください

協会けんぽ山口支部において、退職等による健康保険の資格喪失後、健康保険証の回収ができていない枚数は以下のとおりです。

## 【資格喪失後1カ月経過時の未回収枚数】

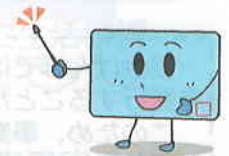
平成30年4月 喪失	平成30年5月 喪失	平成30年6月 喪失	平成30年7月 喪失	平成30年8月 喪失	平成30年9月 喪失	平成30年10月 喪失
690枚	250枚	241枚	182枚	175枚	365枚	238枚

退職後に誤って健康保険証を使用（無資格受診）してしまうと、協会けんぽが保険者負担分の医療費（総医療費の7割～9割）を立て替えて負担することになります。そのため、後日返納金を加入者へ返還請求しなければなりません。

## 【無資格受診による返納金の発生件数・金額】

平成30年4月	平成30年5月	平成30年6月	平成30年7月	平成30年8月	平成30年9月	平成30年10月
103件	75件	86件	77件	96件	102件	164件
15,238,153円	1,613,881円	2,470,004円	2,375,791円	1,426,123円	1,296,791円	2,609,038円

※返納金の発生月は、協会けんぽで調査決定した月で表示していますので実際の受診月とは異なります。



## 【返納金の問題について】

協会けんぽ山口支部では返納金の回収に全力で取り組んでいます。文書・電話・訪問等による督促に加え、支払督促等の法的手続きによる回収も行っています。しかしながら、返納金の回収には多大なコストと労力を要します。

無資格受診による医療費の支払いに加え、返納金回収に要する費用が増加すると、協会けんぽの財政を圧迫し保険料率の上昇にもつながりかねません。

## 【健康保険証回収のお願い】

無資格受診を発生させないためには、従業員の退職時に健康保険証を確実に回収していただくことが最も有効な解決方法です。健康保険証を回収する重要性についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



全国健康保険協会 山口支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL : 083-974-0530 (代表)

受付時間/平日8:30~17:15

〒754-8522

山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3